

○文部科学省告示第七十号

社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第二条第四項の規定に基づき、社会通信教育基準（昭和三十七年文部省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月二日

文部科学大臣 下村 博文

第一の2中「もしくは」を「若しくは」に、「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「必要な」を「必要かつ」に改め、第一の3中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、「その主義や信条」を「それらの主義若しくは信条」に、「あつて」を「あつて」に改め、第一の4中「三月」を「二月」に改める。

第二の4の見出しを「施設等」に改め、同項中「行なう」を「行う」に改め、「専用の」を削り、「および」を「及び」に改める。

第三の標題中「および」を「及び」に改め、第三の3中「および」を「及び」に、「行なう」を「行う」に改め、同項後段を削る。

第四の1中「通信教育の」及び「（以下「教材」という。）」を削る。

第六中「教育計画にしたがつて通信教育の全課程を受講した者に対して試験を実施し、その成績および」を「当該通信教育の修業期間において全ての内容を学習し、通信教育の全ての内容の学習後に

実施する試験及び」に、「ときは、当該課程」を「受講者に対して、当該通信教育」に改め、第六を第六の1とし、第六に次の一項を加える。

2 受講者が当該通信教育の修業期間内に全ての内容を学習し、前項の試験及び平常の成績が所定の水準以上である場合において、実施者が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第五条第一項に規定する通信教育に関する規則に定めるところにより、当該受講者に対し、当該通信教育の修了を認め、修了証書を授与することができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。